

良品計画 製品使用制限物質リスト (MUJI RSL)



適用範囲

- ・アパレル(インナー含む)：体を守る、覆う、または飾ることを目的とした、衣類のこと。
- ・フットウェア：足を守る、覆う、または快適性を求めることを目的とした、耐久性のあるカバーのこと。
- ・アクセサリ(服飾雑貨、バッグなど)：持ち運ぶか、着用することで、アパレルを補足することを目的に作られた製品。
- ・ホームテキスタイル：家の中で、機能的または装飾的目的のために作られた製品。
- ・附属/副資材：包装資材を除く、全ての製品取付け資材類（縫製糸、ボタン、芯地、裏地、ファスナー、ケアラベル等）

対象商品例

下記はあくまで一例で、判断に迷う場合は良品計画に連絡すること。

アパレル

シャツ
 パンツ、ズボン
 ソックス
 ジャケット
 トレーナー、パーカー
 セーター
 下着
 エプロン

フットウェア

靴類
 サンダル
 ビーチサンダル
 ブーツ
 スリッパ

アクセサリ

帽子
 ヘッドバンド
 スカーフ
 バッグ(ハンドバッグ、ポーチ、
 ケースなど)
 靴ひも
 ベルト
 髪留め
 手袋
 ジュエリー
 サングラス
 キャリーケース

ホームテキスタイル

タオル
 バスローブ
 寝具（例：シーツ、枕カバー、羽毛布団、マットレス、毛布など）
 布張り家具（例：ソファ、椅子など）
 クッション
 ランチョンマット
 クロスモップ
 掃除用品
 フェルト製品
 収納用品
 洗濯ネット
 鍋敷き・鍋つかみ

材料タイプの定義

このRSLを使用するにあたり、良品計画では材料タイプの定義を下記のように定義し、次のページの表に材料の例を示す。

天然繊維：動物または植物由来の繊維で、半合成繊維を含む。

混紡繊維：2種類もしくはそれ以上の繊維が合わされた糸で織ったり編んだりされたもの。このRSLでは、混紡繊維は天然繊維と合成繊維からなるものとする。

合成繊維：合成化学物質をもとにした人造繊維で、（しばしば石油を原料とする）例えばポリマーや溶融紡糸など。

合成樹脂コーティング生地：皮革のような素材で、繊維の裏貼りが付いており、通常PUもしくはPVCのコーティングがなされている。「人工」、「模造」、「ヴィーガン」、または、「合成（人工）」皮革、および、「レザー」と呼ばれることがある。

天然皮革：動物の原皮をなめて作られるもの

コーティング：微細な着色剤の懸濁液を含む場合もしくは含まない場合で、金属、木材、石、紙、皮革、布、プラスチックやその他の表面に薄い膜として用いられた場合、固体のフィルムに変化をする液状、半液状またはその他の材質のこと。

コーティングはプリントのインクや、元になる材質の一部となるような物質は含みません。例えばプラスチック材の顔料や、電気メッキやセラミック釉のような、元の材料に実際に結合されてしまうものは

含みません。コーティングが基材の一部となる皮革のような素材については、「合成樹脂コーティング生地」を参照してください。

プリンティング：決まった柄やデザインで生地に色をつける工程のこと。

天然素材：動物や植物を由来とする素材で、非常に限定された修正だけを加えられたもの。角、骨、コルク、木材、紙、ワラなどを含みません。天然繊維、天然皮革、羽毛、ダウン、金属を除く。

クリスタル：この多種にわたるガラスは、鉛ガラスとも呼ばれ、典型的なカリガラスのカルシウム成分を、鉛で置き換えたもの。酸化鉛を添加すると、結晶は通常のガラスよりもはるかに高い屈折率を示し、その結果、大きな輝きを放ちます。クリスタルは通常、少なくとも24%の鉛を含んでいるため、ジュエリーにおける多くの規制が免除されている。EUでは理事会指令69/493/EECで、クリスタル品のラベルに関して規定されており、化学物質の成分や材質の特性などにより4種類のカテゴリに分類される。

ポリマー、プラスチック：プラスチックはいくつかのポリマーの化合物（多くの場合、石油系素材）で、通常着色剤、可塑剤安定剤や充填剤などの添加剤と混合される。これらの添加剤は、プラスチックの化学組成、化学的特性、機械的特性に影響を与えます。

天然ゴム：ラテックスの樹液または木からつくられる弾性のある素材で、加硫することができるもの。

合成ゴム：天然ゴムと似た特性を持つが、石油を原料としたモノマーから作られる。

発泡材：固体の中に気泡を閉じ込めることで作られたスポンジ状の素材。連続気泡もしくは独立気泡をもつ。

金属：光沢、延性、打ち延ばすことができる性質があり、熱と電気の伝導性が良い化学的元素。物理蒸着（PVD）、化学蒸着（CVD）や電気メッキにより付着した金属も含む。

フェザー、ダウン：大きな輪郭羽や風切り羽だけでなく、小さなダウン羽毛も含む。正式なダウンとフェザーの定義については、国際ダウンアンドフェザー協会の資料を参照。

接着剤：表面を接着することで材料を固着することができる物質。

対象素材例

天然繊維 半合成繊維を 含む	混紡繊維	合成繊維	合成樹脂コー ティング生地	天然 皮革&毛 皮 (皮部)	コーティングプリ ント	天然素材	その他の素材	ポリマー、プラスチ ック、発泡材、天然 ゴム、合成ゴム	金属	フェザーダウン	接着剤
<ul style="list-style-type: none"> 綿 ウール 絹 麻 カシミア リネン 毛皮 (毛部) レーヨン (半合成 素材) リヨセル (半合成 繊維) 	<ul style="list-style-type: none"> 綿/ポリエステル ウール/ナイロン 麻/ポリエステル 	<ul style="list-style-type: none"> ポリエステル アクリル ナイロン ポリアミド 	下記のような合 成樹脂でコーティ ングされた生地 <ul style="list-style-type: none"> ポリウレタン ポリ塩化ビニル (PU) ポリ塩化ビニル (PVC) 他の合成樹脂 	<ul style="list-style-type: none"> 皮革 毛皮(皮部) ボンド/リサイクル レザー 	下記のようなプリ ント手法 <ul style="list-style-type: none"> 熱転写 昇華 スクリーンプリント 直接プリント 抜き染 プラスティ ソール トランスファー 下記のようなコー ティング <ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビニル (PVC) ポリウレタン (PU) 紫外線硬化 	<ul style="list-style-type: none"> 角 骨 コルク 木材 紙 ワラ 石 外殻 (ココナッツ や真珠層) ジャクロン (半合 成紙素 材) 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス 人工石 磁器 セラミック クリスタル 	<ul style="list-style-type: none"> EVA ポリスチレン (PS) ポリエチレン (PE) ABS樹脂 ネオプレン ポリプロピレン (PP) ポリカーボネイト (PC) ポリアミド (PA) ポリウレタン (PU) ポリ塩化ビニル (PVC) サーモプラスチックポリ ウレタン (TPU) サーモプラスチックエラ ストマー (TPE) 水添スチレン系熱 可 塑性エラストマー (SEBS) 	<ul style="list-style-type: none"> ステンレス 真鍮 銅 金 銀 アルミ 	<ul style="list-style-type: none"> フェザー ・ダウン 	<ul style="list-style-type: none"> ホットメルト接着 剤 パウダー接着剤 フロック接着剤 コンタクト接着剤 ラテックス糊 ポリウレタン糊 ネオプレンセメ ント エポキシ接着剤 シリコーン接着剤 紫外線硬化接 着剤

※不織布、フェルトとして使われる場合も含む。

MUJI RSLテストマトリックス

1 赤色：危険度大 テストが必要です。 2 オレンジ色：危険度中 テストすることをお勧めします。各ブランドの裁量でテストが求められるかもしれません。 無地：危険度小 材料の中に存在することは予期されません。

化学物質	天然繊維	合成繊維	混紡繊維 (天然+合成繊維)	合成樹脂コーティング 生地	天然皮革&毛皮(皮部)	天然素材	金属	その他材料：磁器、セラ ミック、クリスタルなど	フェザー、ダウン	ポリマー												
										EVA	PU発泡材	その他のPUならびに TPU	ゴム (ラテックスとシリコーンを除く)	ポリカーボネート	ABS	PVC	その他の発泡材、プラス チック、ポリマー	コーティング、プリント	接着剤			
アセトフェノンと2-フェニル-2- プロパノール										2												
酸性とアルカリ性物質 (pH)	1	1	1	1	1																	
アルキルフェノール (AP) とアルキルフェ ノールエトキシレート(APEOs) (すべての 異性体を含む)	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アゾ-アミン類とアリルアミン塩	1A	1A	1A	1A	1A	1A			1A												1	
ビスフェノール類		1	1	1	1						2	2	2	2	1	2	2	2				
臭素化合物および有機リン化合物	2B																					
塩素化パラフィン類				2K	1						2	2	1	1	2	2	1	2				
クロロフェノール類	2	2	2		2																	
塩素化ベンゼン類およびトルエン類		2	2	2																		
環状シロキサン	2	2	2																2C	2		
フマル酸ジメチル (DMFu)					2																	
染料 (禁止染料と分散染料)		1A	1A	1A																	2	
染料 (ネイビーブルー)		2	2																			
フッ素系温室効果ガス																						
ホルムアルデヒド	1	1	1	2	1	1D							2								1	1

A レベル1 染色、着色された材料(白色除く)のみ
 B レベル2 難燃剤の使用や汚染が疑われる場合、またはは
 PU、TPU、他の高分子素材TPPの使用が疑われる場合。
 C レベル2 シリコーンポリマーのみ
 D レベル1 木材、紙、糞(わら)材料のみ

E レベル2 ウール材料のみ
 F レベル2 溶出クロムの検出が1ppmを超えた場合
 のみ
 G 金属部品では、銅は制限値の対象外となります。
 H レベル2 植物由来繊維のみ。動物由来繊維には適用
 しない

J レベル1 カドミウムと鉛のみ。クリスタルは、鉛の
 制限から除きます。
 K レベル1 PVC材料のみ。それ以外の材料はレベル2。
 L レベル2 スチレンブタジエゴム (SBR) のみ
 M レベル1 PFASの使用または汚染の可能性がある
 場合

N レベル1 ゴム、または黒色の高分子素材の場合、
 それ以外の場合は、レベル2
 P レベル1 PU系・PVC系材料のみ
 Q レベル1 最終製品において固着された接着剤
 場合

MUJI RSLテストマトリックス

化学物質	天然繊維	合成繊維	混紡繊維 (天然+合成繊維)	合成樹脂コーティング 生地	天然皮革&毛皮(皮部)	天然素材	金属	その他材料：磁器、セラ ミック、クリスタルなど	フェザー、ダウン	ポリマー								コーティング、プリント	接着剤
										EVA	PU発泡材	その他のPUならびに TPU	ゴム (ラテックスとシリコーンを除く)	ポリカーボネート	ABS	PVC	その他の発泡材、プラス チック、ポリマー		
重金属, 六価クロム	2E	2F			1														
重金属, 溶出	1	1	1	2	1		2G			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
重金属, ニッケルリリース							1												
重金属, 総含有量	2H		2H	1	2		1	1J		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
モノマー, スチレンと塩化ビニル				1K								2L		2	1			1K	
N-ニトロソアミン											2	2	2						
有機スズ化合物		2	2	1	2						1	1	1		1	1	1	1	1
オルトフェニルフェノール (OPP)	2	2	2	2	2													2	
オゾン層破壊物質																			
有機フッ素化合物 (PFAS)	1M																		
殺虫剤と除草剤, 農業																			
フタル酸エステル類				1						1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
多環式芳香族炭化水素 (PAHs)				2						1N	1N	1N	1			1N	1N	1N	1N
キノリン		2	2																
溶剤/残留物, DMFa				1							1	1						1P	1P
溶剤/残留物, DMAC and NMP				1							2	2				2	2	2	2
溶剤/残留物, ホルムアミド										2								2	
紫外線 (UV) 吸収剤/安定剤										2	2	2	2	2	2	2	2		
揮発性有機化合物 (VOCs)				2						2	2	2	2	2	2	2	2	2	1Q

A レベル1 染色、着色された材料(白色除く)のみ
 B レベル2 難燃剤の使用や汚染が疑われる場合、またはPU、TPU、他の高分子素材TPPの使用が疑われる場合。
 C レベル2 シリコンポリマーのみ
 D レベル1 木材、紙、藁(わら) 材料のみ

E レベル2 ウール材料のみ
 F レベル2 溶出クロムの検出が1ppmを超えた場合のみ
 G 金属部品では、銅は制限値の対象外となります。
 H レベル2 植物由来繊維のみ。動物由来繊維には適用しない

J レベル1 カドミウムと鉛のみ。クリスタルは、鉛の制限から除きます。
 K レベル1 PVC材料のみ。それ以外の材料はレベル2。
 L レベル2 スチレンブタジエゴム(SBR)のみ
 M レベル1 PFASの使用または汚染の可能性のある場合

N レベル1 ゴム、または黒色の高分子素材の場合、それ以外の場合は、レベル2
 P レベル1 PU系・PVC系材料のみ
 Q レベル1 最終製品において固着された接着剤

2026 MUJI RSL 005の変更履歴

CAS No.	物質/材質	変更点
729-43-1	アセトフェノンアジン	•皮膚感受性の可能性に基づき、50 ppmの制限値と別試験方法を追加。
各種	ビスフェノール類	•皮革におけるBPS、BPB、BPFの制限値をそれぞれ500 ppmに引き下げ。 •ポリカーボネートにおいて、BPAを100ppmの制限値で追加。 •その他材料における全ビスフェノール類の制限値を、それぞれ200 ppmに引き下げ。
各種	シクロシロキサン類	•試験方法をTBMEまたはアセトンによる超音波抽出（40℃で30分間）後、GC/MSで測定に更新。
各種	重金属（非ジュエリー）	•皮革について、複数の金属の総含有量測定法をEN ISO 17072-2:2022に更新。 •皮革の抽出方法について、試験方法の一貫性を確保するために、DIN EN ISO 17072-1:2019 からEN ISO 17072-1:2019 に変更。 •その他すべての重金属(非ジュエリー)材料について、試験方法の一貫性を確保するために、DIN EN 16711:2016からEN 16711:2015のパート1および2に変更。 •眼鏡フレームにおけるニッケル溶出試験方法について、EN 16128:2015 から 2025 年版に更新。
各種	有機スズ化合物	•試験方法をISO 16179:2025に更新。
各種	有機フッ素化合物（PFAS）	•フランスで新たに施行されたPFASの制限値を定める政令に関する重要な注意事項とリンクを追加。この政令 には、中古品やリサイクル品、一部の特定の専門製品に対する例外規定が含まれる。 •2025年期中更新時にEN 17681-1:2025で直接測定できないため削除された複数のPFAS物質を、付録Bに再追加。追加試験情報も追加。
各種	溶剤及び残留物	•繊維製品の試験方法をEN 17131-1:2025へ更新。
75-12-7	ホルムアミド	•プレイマット、ベビーマット、ヨガマットについて、制限値を200ppmで追加。
各種	紫外線吸収剤/安定剤	•全カテゴリーにおいて、報告限界値を50 ppmに引き下げ。
25973-55-1	UV 328 2-(3,5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェニル)ベンゾ トリアゾール	•抽出に使用される安定剤を添加したTHFに関する重要な補足説明を追加。

※本制限物質リスト 2026 MUJI RSL_005は、全ての旧版に代わるものです。旧版と比較した物質、制限値、試験方法の変更点は、赤色で強調表示されています。

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
アセトフェノン と2-フェニル-2-プロパノール +					
98-86-2	アセトフェノン	各50 ppm	ジキルパーオキサイドを含む特定の架橋剤を使う際、EVAフォームの中に分解物として含まれる可能性があります。	アセトンまたはメタノールで抽出、GC/ MS、60℃で30分間超音波処理を行います。 室温下、アセトンまたはメタノール中で30分間の超音波処理によって抽出し、GC/MSもしくはLC/MS分析を行う。	各25 ppm
617-94-7	2-フェニル-2-プロパノール				
729-43-1	アセトフェノンアジン		アセトフェノンとヒドラジン (アゾジカルボンアミド (ADCA)) 中に最大0.1%含まれる副生成物) の反応により生成されます。ADCAを発泡剤、DCPを架橋剤として使用する発泡体中に検出される可能性があります。		
酸性とアルカリ性物質					
NA	pH値	繊維： 4.0 - 7.5 皮革：クロムなめし革： 3.2-5.5 その他： 3.5-7.5	pH値は固有の数値であり、pH1~14まであります。それらは製品の中に含まれる酸性、アルカリ性を間接的に示します。 pH値が7未満の場合は酸性の物質であり、7より大きい値はアルカリ性の物質であることを示しています。 皮膚への炎症や化学火傷を防ぐためには、製品のpH値は人間の皮膚の値である pH5.5 の範囲に入らなくてはなりません。 世界の規制に準拠し、皮革のなめし加工時に6価クロムが生成される可能性を最小限に抑えるため、引用した制限値を推奨しています。 クロムなめし革の場合、6価クロムの生成を防ぐため、再なめし工程の最終定着浴のpHは常に4.0以下でなければなりません。 重要：エジプト、モロッコ、湾岸協力理事会(GCC)は、皮革のpH値が3.5を下回らないことを要求しています。	繊維および合成 (人工) 皮革： EN ISO 3071:2020 皮革：EN ISO 4045:2018	適用なし

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値		
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値		
アルキルフェノール(APs) + アルキルフェノールエトキシレート(APEOs) + (すべての異性体を含む)							
多種	ノニルフェノール(NP)およびその異性体	APs合計: 10 ppm APs+APEOs合計: 100 ppm	APEOsは洗剤、精練剤、紡績用潤滑油、湿潤剤、柔軟剤、染色やプリントの分散剤や乳化剤、含 侵剤、シルク生産における脱ガム、染料や顔料の調合剤、ポリエステル詰め物や、ダウン、フェザーな どで使用または検出されることがあります。 APsは、ポリマーを保護もしくは安定させるために使用されるAPEOsと酸化防止剤の生産の過程で 中間体として使用されます。 APEOsがAPsに生分解されることは、環境におけるAPsの主な供給源です。 APEOsとAPEOsをその組成に含む製剤の使用は、サプライチェーンおよび生産工程において禁止しま す。 除去できないもしくは微量のAPEOsが100 ppmを超えて検出されることが認識されています。時間を かけてサプライチェーンからそれらを完全に除去していただく ※リサイクル製品におけるアルキルフェノール(APs)、アルキルフェノールエトキシレート(APEOs) (すべ ての異性体を含む)の含有制限に関する適用除外の可能性については、MUJIにお問い合わせください。	繊維と皮革： EN ISO 21084:2019 ポリマーおよび他の全ての材料： 1gサンプル/20 mL THF、70℃で60分間 の超音波処理を行います。 EN ISO 21084:2019に準拠して分析し ます。 ダウン（中国市場のみ）：GB/T 14272-2021に即したGB/T 23322-2018に準拠して分析します。	NPとOPの合計: 3 ppm		
多種	オクチルフェノール(OP)およびその異性体						
多種	ノニルフェノール エトキシレート(NPEOs)			APs合計: 10 ppm APs+APEOs合計: 100 ppm	APEOsは洗剤、精練剤、紡績用潤滑油、湿潤剤、柔軟剤、染色やプリントの分散剤や乳化剤、含 侵剤、シルク生産における脱ガム、染料や顔料の調合剤、ポリエステル詰め物や、ダウン、フェザーな どで使用または検出されることがあります。 APsは、ポリマーを保護もしくは安定させるために使用されるAPEOsと酸化防止剤の生産の過程で 中間体として使用されます。 APEOsがAPsに生分解されることは、環境におけるAPsの主な供給源です。 APEOsとAPEOsをその組成に含む製剤の使用は、サプライチェーンおよび生産工程において禁止しま す。 除去できないもしくは微量のAPEOsが100 ppmを超えて検出されることが認識されています。時間を かけてサプライチェーンからそれらを完全に除去していただく ※リサイクル製品におけるアルキルフェノール(APs)、アルキルフェノールエトキシレート(APEOs) (すべ ての異性体を含む)の含有制限に関する適用除外の可能性については、MUJIにお問い合わせください。	皮革： サンプルの準備と分析はEN ISO 18218- 1:2023に従います。定量分析は、EN ISO 18254-1:2016に従 います。 皮革：サンプルの準備と分析はEN ISO 18218-1:2015に従います。定量分析 は、EN ISO 18254-1:2016に従います。	NPEOsとOPEOsの合計: 20 ppm
多種	オクチルフェノール エトキシレート (OPEOs)						

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
アゾ-アミン類 + とアリルアミン塩					
92-67-1	4-ピフェニルアミン	各20 ppm	アゾ染料および顔料は、1種類もしくは数種のアゾ基(-N=N-)が芳香族化合物と結合した染色原料です。 アゾ染料は数千種類も存在するが、リストにある分解により開裂されたアミンを生成するものだけが制限されます。 それらのアミンを放出するアゾ染料は規制され、現在では繊維の染色には使用すべきではありません。	皮革を除く全ての材料： EN ISO 14362-1:2017 皮革：EN ISO 17234-1:2024 p-アミノアゾベンゼン： 皮革を除く全ての材料： EN ISO 14362-3:2017 皮革：EN ISO 17234-2:2011	各5 ppm
92-87-5	ベンジジン				
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン				
91-59-8	2-ナフチルアミン				
97-56-3	o-アミノアトルエン				
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン				
106-47-8	p-クロロアニリン				
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール				
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン				
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン				
119-90-4	3,3'-ジメチルベンジジン				
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン				
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン				
120-71-8	p-クレシジン				
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)				
101-80-4	4,4'-オキシジアニン				
139-65-1	4,4'-チオジアニン				
95-53-4	o-トルイジン				
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン				
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン				
95-68-1	2,4 キシリジン				
87-62-7	2,6 キシリジン				
90-04-0	2-メトキシアニリン (= o-アニシジン)				
60-09-3	p-アミノアゾベンゼン				
3165-93-3	4-クロロ-o-トルイジン塩酸塩				
553-00-4	2-ナフタレンアミン酢酸塩				
39156-41-7	4-メトキシ-m-フェニレンジアミンモニウム硫酸塩				
21436-97-5	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
ビスフェノール類 +					
80-05-7	ビスフェノール-A (BPA)	<p>□に接触することを意図したもの： 1 ppm</p> <p>□に接触することを意図しないもの： 繊維および皮革：10 ppm</p> <p>ポリカーボネート材料：100 ppm</p> <p>その他の製品：各 200ppm</p>	<p>BPAは、エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、難燃剤、PVCなどの製造に使用されることがあります。</p> <p>BPSは、感熱シート用紙など特定の用途でBPAの代用として使用されることがあります</p> <p>BPSおよびBPFは、ポリアミド系染色定着剤、スルホン系およびフェノール系皮革合成なめし剤に含まれます。</p> <p>BPAとBPSは、ビスフェノール類を含んだポリカーボネート樹脂や感熱記録紙の廃棄物を原料としてリサイクルされた高分子材料や紙材料から、検出される可能性があります。</p> <p>BPA、BPS、BPFはREACH SVHCリストに登録されています。EUでは改定された制限案が予定されており、ビスフェノール類全体に対する追加の制限が予想されています。</p>	<p>繊維： 沈殿させるために、抽出液を別の容器に移し、メタノールまたはアセトニトリルを加えます。これにより、抽出プロセスが一定に保たれます。</p> <p>抽出：1gサンプル/THF 20ml、60℃で60分間 超音波処理を行った後、メタノールまたはアセトニトリルを加えて沈殿させ、LC/MSで分析します。</p> <p>皮革：EN ISO 11936:2023</p> <p>その他全ての材料：抽出： 1gサンプル/THF 20ml、60℃で60分間 超音波処理を行った後、メタノールまたはアセトニトリルを加えて沈殿させ、LC/MSで分析します。</p> <p>繊維材料の場合： 抽出液を別の容器に移し、メタノールまたはアセトニトリルを加え、沈殿させます。これにより、抽出プロセスが一定に保たれます。</p>	<p>皮革：各10 ppm</p> <p>その他すべての材料： 単体試料は、0.1 ppm 複合試料は、1 ppm</p>
80-09-1	ビスフェノールS (BPS)	<p>繊維およびその他の材料：各 200 ppm</p> <p>皮革：各500 ppm</p>			
77-40-7	ビスフェノールB (BPB)	<p>MUJI RSLの今後の改訂では、サプライチェーン内で利用可能な最善の技術と実現可能性に基づいて、制限値がさらに引き下げられる可能性が高いです。</p>			
620-92-8	ビスフェノールF (BPF)	<p>その他の製品：各1000 ppm</p> <p>※状況把握のため、規制値未満であっても意図的に使用している製品は「有害物質使用報告書」を提出してください。</p>			

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
臭素化合物および有機リン化合物					
旧称：難燃剤					
84852-53-9	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	各10 ppm	ごく限られた例外を除き、有機ハロゲン系難燃剤を含む難燃性物質は、生産工程において材料に使用されるべきではありません。 ここに記載した難燃性物質の例は、フットウェアおよびアパレル業界で過去に使用された難燃剤の例です。 この業界に適用されない他の難燃剤は、ストックホルム条約とオースティン議定書によって世界的に規制されており、欧州連合では POPs 規則により運用されています。 不純物、副産物、汚染物質を考慮して10 ppmの制限を設定しています。 難燃剤は、他の用途、例えば軟化剤や可塑剤に使用してはいけません。	全ての材料： EN ISO 17881-1:2016	各5 ppm
32534-81-9	ペンタブロモジフェニルエーテル (ペンタBDE)				
32536-52-0	オクタブロモジフェニルエーテル (オクタBDE)				
1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (デカBDE)				
40088-47-9	テトラブロモジフェニルエーテル (TetraBDE)				
36483-60-0	ヘキサブロモジフェニルエーテル (HexaBDE)				
68928-80-3	ヘプタブロモジフェニルエーテル (HeptaBDE)				
多種	その他すべてのポリブロモジフェニルエーテル類 (PBDEs)				
79-94-7	テトラブロモビスフェノール A (TBBP A)				
59536-65-1	ポリブロモビフェニル (PBB)				
3194-55-6	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)				
3296-90-0	2,2-ビス(ブロモチル)-1,3-プロパンジオール (BBMP)				
13674-87-8	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)				
25155-23-1	リン酸トリキシリル (TXP)				
126-72-7	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル) (TRIS)				
545-55-1	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA)				
115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)				
5412-25-9	リン酸ビス(2,3-ジプロモプロピル) (BDBPP)				
115-86-6	リン酸トリフェニル(TPP)	500 ppm	難燃剤、ポリウレタン材料の酸化防止剤、またはオルトフタル酸エステル類の代替可塑剤として使用される可能性があります。 REACH SVHCリストに追加されました。	全ての材料： EN ISO 17881-2:2016	50 ppm
塩素化パラフィン類					
85535-84-8	短鎖塩素化パラフィン(SCCPs) (C10-C13)	1000 ppm	皮革の生産において、柔軟剤、難燃剤、加脂剤などに使われることがあります。 またポリマー生産において、可塑剤として用いられることもあります。	皮革： ISO 18219-1:2021 (SCCP) ISO 18219-2:2021 (MCCP) 繊維とその他の全ての材料： ISO 22818:2021 (SCCP + MCCP)	100 ppm
85535-85-9	中鎖塩素化パラフィン(MCCPs) (C14-C17)	1000 ppm			100 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
クロロフェノール類					
15950-66-0	2,3,4-トリクロロフェノール(TriCP)	各0.5 ppm	<p>クロロフェノールはポリ塩化化合物で、防腐剤や殺虫剤として使用されます。</p> <p>ペンタクロロフェノール (PCP)とテトラクロロフェノール (TeCP)、トリクロロフェノール (TriCP)は、綿を栽培する際や、生地を保管/輸送する際に、カビ防止剤や殺虫剤として使用されることがあります。</p> <p>また、PCPとTeCP、TriCPは染色用のりやその他の化学混合物の缶内の防腐剤として使用されることもあります。</p>	<p>全ての材料： EN 17134-2:2023</p>	各0.5 ppm
933-78-8	2,3,5-トリクロロフェノール(TriCP)				
933-75-5	2,3,6-トリクロロフェノール(TriCP)				
95-95-4	2,4,5-トリクロロフェノール(TriCP)				
88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール(TriCP)				
609-19-8	3,4,5-トリクロロフェノール(TriCP)				
4901-51-3	2,3,4,5-テトラクロロフェノール(TeCP)				
58-90-2	2,3,4,6-テトラクロロフェノール(TeCP)				
935-95-5	2,3,5,6-テトラクロロフェノール(TeCP)				
87-86-5	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩およびエステル類				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
塩素化ベンゼン類およびトルエン類					
95-49-8	2-クロロトルエン	合計：1 ppm	クロロベンゼンとクロロトルエン（塩素化芳香族炭化水素）は、ポリエステル糸または、ウール/ポリエステル糸の染色工程において、染色助剤として使用されます。また、溶剤として使用されることもあります。防虫剤、ポリ袋などによる二次汚染は、不適合の原因となることがあります。 重要：湾岸協力理事会（GCC）は、繊維製品中の1,2-ジクロロベンゼンの制限値を1 ppmに設定しています。	全ての材料：EN 17137:2024	各0.2 ppm
108-41-8	3-クロロトルエン				
106-43-4	4-クロロトルエン				
32768-54-0	2,3-ジクロロトルエン				
95-73-8	2,4-ジクロロトルエン				
19398-61-9	2,5-ジクロロトルエン				
118-69-4	2,6-ジクロロトルエン				
95-75-0	3,4-ジクロロトルエン				
2077-46-5	2,3,6-トリクロロトルエン				
6639-30-1	2,4,5-トリクロロトルエン				
76057-12-0	2,3,4,5-テトラクロロトルエン				
875-40-1	2,3,4,6-テトラクロロトルエン				
1006-31-1	2,3,5,6-テトラクロロトルエン				
877-11-2	ベンタクロロトルエン				
541-73-1	1,3-ジクロロベンゼン				
106-46-7	1,4-ジクロロベンゼン				
87-61-6	1,2,3-トリクロロベンゼン				
120-82-1	1,2,4-トリクロロベンゼン				
108-70-3	1,3,5-トリクロロベンゼン				
634-66-2	1,2,3,4-テトラクロロベンゼン				
634-90-2	1,2,3,5-テトラクロロベンゼン				
95-94-3	1,2,4,5-テトラクロロベンゼン				
608-93-5	ベンタクロロベンゼン				
118-74-1	ヘキサクロロベンゼン				
5216-25-1	p-クロロベンゾトリクロリド				
98-07-7	ベンゾトリクロリド				
100-44-7	塩化ベンジル				
95-50-1	1,2-ジクロロベンゼン	10 ppm			1 ppm
環状シロキサン					
556-67-2	オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)	各1000 ppm	シリコンパッド、シリコン軟化剤や印刷用などのシリコンを含む配合物中に不純物として存在する可能性があります。これらは高懸念物質（SVHC）であり、EUでは2026年6月6日より、例外を除き、繊維、皮革、毛皮のドライクリーニング用溶剤への使用が制限されます。	全ての材料： トーチルメチルエステル(TBME)もしくはアセトンにより40℃で30分間の超音波抽出の後、GC/MSにより測定します。	各50 ppm
541-02-6	デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)				
540-97-6	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
フマル酸ジメチル					
624-49-7	フマル酸ジメチル(DMFu)	0.1 ppm	DMFuは、輸送中のカビ発生を防止するために、包装の小袋に入れられる防カビ剤です。	全ての材料: ISO 16186:2021	0.05 ppm
染料 (禁止染料 と分散染料)					
2475-45-8	C.I.ディスパースブルー1	各30 ppm	分散染料は、非水溶性の染料で、合成繊維や人造繊維の繊維組織に浸透し、化学的結合ではなく物理的に結合します。 分散染料は、ポリエステル、アセテートやポリアミドなどの合成繊維に使用されます。 規制された分散染料は、アレルギー反応を起こす可能性があるため、繊維の染色に使用することが禁止されています。	全ての材料:DIN 54231:2022.	各15 ppm
2475-46-9	C.I.ディスパースブルー3				
3179-90-6	C.I.ディスパースブルー7				
3860-63-7	C.I.ディスパースブルー26				
56524-77-7	C.I.ディスパースブルー35A				
56524-76-6	C.I.ディスパースブルー35B				
12222-97-8	C.I.ディスパースブルー102				
12223-01-7	C.I.ディスパースブルー106				
61951-51-7	C.I.ディスパースブルー124				
23355-64-8	C.I.ディスパースブラウン1				
2581-69-3	C.I.ディスパースオレンジ1				
730-40-5	C.I.ディスパースオレンジ3				
82-28-0	C.I.ディスパースオレンジ11				
12223-33-5					
13301-61-6	C.I.ディスパースオレンジ37/76/59				
51811-42-8					
85136-74-9	C.I.ディスパースオレンジ149				
2872-52-8	C.I.ディスパースレッド1				
2872-48-2	C.I.ディスパースレッド11				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
染料, 続き					
3179-89-3	C.I.ディスパースレッド17	各30 ppm	分散染料は、非水溶性の染料で、合成繊維や人造繊維の繊維組織に浸透し、化学的結合ではなく物理的に結合します。 分散染料は、ポリエステル、アセテートやポリアミドなどの合成繊維に使用されます。 規制された分散染料は、アレルギー反応を起こすことが可能性があるため、繊維の染色に使用することが禁止されています。	全ての材料:DIN 54231:2022.	各15 ppm
61968-47-6	C.I.ディスパースレッド151				
119-15-3	C.I.ディスパースイエロー1				
2832-40-8	C.I.ディスパースイエロー3				
6300-37-4	C.I.ディスパースイエロー7				
6373-73-5	C.I.ディスパースイエロー9				
6250-23-3	C.I.ディスパースイエロー23				
12236-29-2	C.I.ディスパースイエロー39				
54824-37-2	C.I.ディスパースイエロー49				
6858-49-7					
54077-16-6	C.I.ディスパースイエロー56				
3761-53-3	C.I.アシッドレッド26				
1694-09-3	C.I. アシッドバイオレット 49				
569-61-9	C.I.ベーシックレッド9				
569-64-2	C.I.ベーシックグリーン4				
2437-29-8					
10309-95-2					
548-62-9	C.I.ベーシックバイオレット3				
632-99-5	C.I.ベーシックバイオレット14				
2580-56-5	C.I.ベーシックブルー26				
1937-37-7	C.I.ダイレクトブラック38				
2602-46-2	C.I.ダイレクトブルー6				
573-58-0	C.I.ダイレクトレッド28				
16071-86-6	C.I.ダイレクトブラウン95				
60-11-7	4-ジメチルアミノアゾベンゼン (ソルベントイエロー2)				
6786-83-0	C.I.ソルベントブルー4				
561-41-1	4メチルアミノ-4',4''-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタノール				
染料 (ネイビーブルー)					
118685-33-9	成分1: C39H23ClCrN7O12S2Na	各30 ppm	ネイビーブルー着色料は規制されており、繊維の染色に使用することは禁止されています。 インデックス: 611-070-00-2	全ての材料: DIN 54231:2022.	各15 ppm
割り当てなし	成分2: C46H30CrN10O20S23Na				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
フッ素系温室効果ガス					
多種	EU規則NO.573/2024のリスト参照	各 0.1 ppm	使用禁止。 発泡剤、溶剤、難燃剤、エアゾールの噴射剤として使用される可能性があります。	サンプルの準備： バージ・トラップ分析ー加熱脱離 または SPME 測定：GC/MS	各 0.1 ppm
ホルムアルデヒド					
50-00-0	ホルムアルデヒド	大人/子供： 75 ppm 乳幼児： 16 ppm	繊維品において、しわ防止剤や収縮防止剤として使用されます。また、しばしば高分子樹脂材料に使用されます。 重要：アラブ首長国連邦（UAE）の内閣決議（54）は、子供用繊維製品に含まれるホルムアルデヒドを20ppmに制限しています。	皮革を除く全ての材料： JIS L 1041-2011 A（日本規格112） または、EN ISO 14184-1:2011 皮革： EN ISO 17226-2:2019, 干渉が起きた 場合の確認方法として EN ISO 17226-1:2021 もしくは、EN ISO 17226-1:2021 を単独で行う。	16 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
重金属（ジュエリー以外）溶出と総含有量			韓国KCマークの溶出性重金属の個別要求事項については、付表Aを参照すること。		
7440-36-0	アンチモン (Sb)	溶出: 30 ppm	ポリエステル重合触媒、難燃剤、安定剤、顔料や合金で使用または検出されることがあります。	皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革： EN ISO 17072-1:2019	溶出: 3 ppm
7440-38-2	ヒ素 (As)	溶出: 0.2 ppm 総含有量: 100 ppm	ヒ素とその化合物は、綿、合成繊維、ペイント、インク、トリムやプラスチックにおける、防腐剤、殺虫剤や枯葉剤などに使用されます。	溶出： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革： EN ISO 17072-1:2019 総含有量： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-1:2015 皮革： EN ISO 17072-2:2022	溶出: 0.1 ppm 総含有量: 10 ppm
7440-39-3	バリウム (Ba)	溶出: 1000 ppm	バリウムとその化合物は、インクやプラスチック、表面コーティング、染料、媒染剤、プラスチックの充填剤、繊維の仕上げ、皮革のなめしにおける顔料などに使用されます。	皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革： EN ISO 17072-1:2019	溶出: 100 ppm
7440-43-9	カドミウム (Cd)	溶出: 0.1 ppm 総含有量: 40 ppm	カドミウム化合物は、顔料（特に 赤、オレンジ、黄、緑など）、PVCの安定剤、肥料、殺虫剤やペイントなどに使用されます。	溶出： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革：EN ISO 17072-1:2019 総含有量： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-1:2015 皮革：EN ISO 17072-2:2022	溶出: 0.05 ppm 総含有量: 5 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
重金属 (ジュエリー以外), 続き			韓国KCマークの溶出性重金属の個別要求事項については、付表Aを参照すること。		
7440-47-3	クロム (Cr)	溶出: 繊維: 大人/子供: 2 ppm 乳幼児: 1 ppm	クロム化合物は、染料の添加物、染料の固着剤、加工後の染色堅牢度向上剤、ウール/シルク/ポリアミド (特に濃色) の染料や、皮革のなめしに使用されます。	繊維: EN 16711-2:2015 皮革: EN ISO 17072-1:2019	溶出: 0.5 ppm
18540-29-9	六価クロム +	溶出: 皮革: 3 ppm 繊維: 1 ppm	六価クロムは、皮革のなめしによく使われることは知られていますが、ウールの染色において、クロミング加工の後処理の際にも使われます。(クロム塩を酸性染料で染めたウールに添加することで堅牢度が向上するからです)	繊維: EN 16711-2:2015もしクロムが検出された場合は、EN ISO 17075-1:2017を行います。 皮革: EN ISO 17075-1:2017 もし抽出の際に干渉が起こった場合は、EN ISO 17075-2:2017もを行います。または、EN ISO 17075-2:2017を単独で使用することもできます。 エージングテスト: ISO 10195:2018 A2法を各ブランドの裁量で行います。	溶出: 皮革: 3 ppm 繊維: 0.5 ppm
7440-48-4	コバルト (Co)	溶出: 大人: 4 ppm 子供/乳幼児: 1 ppm	コバルトとその化合物は、合金、顔料、染料、またプラスチックボタンの生産工程で使用されます。	皮革を除く全ての材料: EN 16711-2:2015 皮革: EN ISO 17072-1:2019	溶出: 0.5 ppm
7440-50-8	銅 (Cu)	溶出: 大人: 50 ppm 子供/乳幼児: 25 ppm	銅とその化合物は、抗菌剤として、合金、顔料、繊維などから検出されます。 銅は、金属部品においては制限値の対象外とします。	皮革を除く全ての材料: EN 16711-2:2015 皮革: EN ISO 17072-1:2019	溶出: 5 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
重金属（ジュエリー以外）、続き			韓国KCマークの溶出性重金属の個別要求事項については、付表Aを参照すること。		
7439-92-1	鉛 (Pb)	溶出： 大人：1 ppm 子供/乳幼児：0.2 ppm 総含有量：90 ppm	合金、プラスチック、ペイント、インク、顔料、表面コーティングなどに関連している可能性があります。 クリスタル（鉛ガラス）は、鉛総含有量制限値の対象外とします。	溶出： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革：EN ISO 17072-1:2019 総含有量： 非金属：CPSC-CH-E1002-08.3金 属：CPSC-CH-E1001-08.3 ペンキおよび表面コーティングにおける鉛： CPSC-CH-E1003-09.1	溶出：0.2 ppm 総含有量：10 ppm
7439-97-6	水銀 (Hg)	溶出：0.02 ppm 総含有量：0.5 ppm	水銀化合物は、殺虫剤や、苛性ソーダ (NaOH)の汚染物質として存在します。ペイントに使用されることもあります。また、塗料や、PUやPVCに使用される塩化ビニルの製造における触媒として使用されることがあります。	溶出： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革：EN ISO 17072-1:2019 総含有量： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-1:2015 皮革：EN ISO 17072-2:2022	溶出：0.02 ppm 総含有量：0.1 ppm
7440-02-0	ニッケル (Ni) +	溶出：1 ppm リリース(金属部分)： 長時間肌に接する場合： 0.5 µg/cm ² /week 眼鏡フレーム： 0.5 µg/cm ² /week	ニッケルとその化合物は、メッキ用合金、耐食性向上、合金の硬度向上などに使われます。また、それらは顔料や合金の不純物として発生します。	溶出： 皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革：EN ISO 17072-1:2019 リリース： EN 12472:2020と EN 1811:2023 リリース (眼鏡フレーム)：EN 16128:2025	溶出：0.1 ppm リリース： 0.5 µg/cm ² /week
7782-49-2	セレン (Se)	溶出：500 ppm	合成繊維、ペイント、インク、プラスチック、金属装飾などで検出される可能性があります。	皮革を除く全ての材料： EN 16711-2:2015 皮革：EN ISO 17072-1:2019	溶出：50 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
重金属 (ジュエリー)			ジュエリーやウェアラブルの試験サンプル準備においては、EN 1811:2011+A1:2015に準じ、(試験対象以外の)皮膚接触を意図していない部分にワックスが塗布される。		
7440-36-0	アンチモン (Sb)	ペイント & コーティング: 溶出: 60 ppm	アンチモンとその化合物は、染料の難燃剤としてだけでなく、顔料の着色剤としても使用できます。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 5 ppm
7440-38-2	ヒ素 (As)	ペイント & コーティング: 溶出: 25 ppm	ヒ素とその化合物は、ペイントとインクに使用されます。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 5 ppm
7440-39-3	バリウム (Ba)	ペイント & コーティング: 溶出: 1000 ppm	バリウムとその化合物は、インクの顔料に使用されます。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 100 ppm
7440-43-9	カドミウム (Cd)	基板、ペイント & コーティング: 総含有量: 大人: 75 ppm 子供: 40 ppm	カドミウムとその化合物は、顔料として使用されます (特に赤、オレンジ、黄色、緑)。合金の硬度を改善する際に使用され、汚染物質として検出されることもあります。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	総含有量: 5 ppm
7440-47-3	クロム (Cr)	ペイント & コーティング: 溶出: 60 ppm	クロム化合物は、染料の添加物、染料の固着剤、加工後の染色堅牢度向上剤、ウール/シルク/ポリアミド (特に濃色) の染料や、皮革のなめしに使用されます。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 5 ppm
7439-92-1	鉛 (Pb)	基板、ペイント & コーティング: 総含有量: 90 ppm	鉛とその化合物は、プラスチック、塗料、インク、顔料、および表面コーティングに関連している場合があります。また、金属中に汚染物質として含まれています。クリスタル (鉛ガラス) は、鉛総含有量制限値の対象外とします。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	総含有: 10 ppm
重金属 (ジュエリー), 続き					
7439-97-6	水銀 (Hg)	ペイント & コーティング: 溶出: 60 ppm	水銀とその化合物はペイントに使用されることがあり、合金や金の溶出過程で使用されるため、汚染物質として検出されることがあります。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 5 ppm
7440-02-0	ニッケル (Ni) +	リリース (金属部分): 長時間肌に接する場合: 0.5 µg/cm ² /week ピアス部分: 0.2 µg/cm ² /week	ニッケルとその化合物は、メッキ用合金、耐食性向上、合金の硬度向上などに使用されます。また、それらは顔料や合金中の不純物として検出されます。	EN 12472:2020 and EN 1811:2023	リリース: 長時間肌に接する場合: 0.5 µg/cm ² /week ピアス部分: 0.2 µg/cm ² /week
7782-49-2	セレン (Se)	ペイント & コーティング: 溶出: 500 ppm	セレンとその化合物は、塗料とインクに含まれている場合があります。	ASTM F2923:2020で参照される ASTM F963-23	溶出: 50 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
モノマー					
100-42-5	スチレン (未反応モノマー)	500 ppm	スチレンモノマーは重合のための前駆体物質であり、プラスチックボタンなどの、さまざまなスチレンの共重合体に存在することがあります。 未反応のスチレンモノマーは制限されており、それ以外のスチレンは制限されていません。	メタノール抽出 GC/MS、超音波処理 60℃ 60分	50 ppm
75-01-4	塩化ビニル	1 ppm	塩化ビニルモノマーは重合のための前駆体物質であり、プリント、コーティング、ビーチサンダル、合成(人工)皮革など、さまざまなPVC物質の中に存在することがあります。	EN ISO 6401:2022	1 ppm
N-ニトロソアミン					
62-75-9	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	各 0.5 ppm	ゴムの生産工程における副産物として生成されます。	EN ISO 19577:2019 with LC/MS/MS verification if positive	各 0.5 ppm
55-18-5	N-ニトロソジエチルアミン (NDEA)				
621-64-7	N-ニトロソジプロピルアミン (NDPA)				
924-16-3	N-ニトロソジブチルアミン (NDBA)				
100-75-4	N-ニトロソピペリジン (NPIP)				
930-55-2	N-ニトロソピロリジン (NPPYR)				
59-89-2	N-ニトロソモルホリン (NMOR)				
614-00-6	N-ニトロソメチルフェニルアミン (NMPPhA)				
612-64-6	N-ニトロソエチルフェニルアミン (NEPhA)				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
有機スズ化合物					
多種	トリブチルスズ (TBT)	各0.5 ppm	スズとブチル基やフェニル基などの有機物を組み合わせた化学物質の一種で、アパレル、フットウエアなど関連製品の製造に使用すべきではありません。 有機スズは、ほとんどの場合、船舶の防汚用塗料などの環境中で検出されます。また、殺生物剤（たとえば抗菌剤）、プラスチックや接着剤を生産するときの触媒、プラスチックやゴムの熱安定剤などにも使用されます。 繊維品やアパレル品関連では、有機スズは、プラスチック、ゴム、インク、塗料、金属製光沢装飾部材、ポリウレタン製品、熱転写品などで検出されることがあります。 良品計画は、他の業界の制限物質リストとの整合のため、「その他の有機スズ化合物」を制限することを推奨しています。	全ての材料： ISO 16179:2025 または EN ISO 22744-1:2020	各 0.1 ppm
多種	トリフェニルスズ (TphT)				
多種	ジブチルスズ (DBT)				
多種	ジブチルスズ (DOT)				
多種	モノブチルスズ (MOT)				
多種	モノブチルスズ (MBT)				
多種	トリシクロヘキシルスズ (TCyHT)				
多種	トリメチルスズ (TMT)				
多種	トリオクチルスズ (TOT)				
多種	トリプロピルスズ (TPT)				
多種	ジメチルスズ (DMT)	その他の有機スズ化合物： 各 1 ppm			
多種	ジフェニルスズ (DPhT)				
多種	ジプロピルスズ (DPT)				
多種	モノメチルスズ (MMT)				
多種	モノフェニルスズ (MPhT)				
1461-25-2	テトラブチルスズ (TeBT)				
597-64-8	テトラエチルスズ (TeET)				
3590-84-9	テトラオクチルスズ (TeOT)				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
オルトフェニルフェノール					
90-43-7	オルトフェニルフェノール (OPP)	1000 ppm	オルトフェニルフェノールは、皮革の防腐剤や、ポリエステル染色工程の染色助剤として使用されま す。	全ての材料: EN 17134-2:2023	100 ppm
オゾン層破壊物質					
多種	EU規則No 2024/590参照	5 ppm	使用禁止。 オゾン層破壊物質は、かつてはPUの発泡剤や、ドライクリーニングの溶剤などに使用されていました。	全ての材料: GC/MS ヘッドスペース 120℃ 45分	5 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値		
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値		
過フッ素化合物とポリフッ素化合物 (規制対象のPFCS/PFAS)			付表Bリスト参照				
多種	全有機フッ素で測定したすべてのPFAS	50 ppm	<p>PFASは、市販のはっ水・撥油・防汚剤や、PTFEなどの湿気を除去する透湿膜に使用されることがあります。</p> <p>PFAS が意図的な使用、または汚染により制限レベルを超えて存在するかどうかを確認するために、PFAS物質とCAS番号のリスト化した付表Bを参照し、試験することができます。</p> <p>このセクションに含まれる方法を使用して、世界中の国々の法規制を確実に遵守するための推奨試験方法は、「AFIRM PFAS使用の段階的廃止に関するガイダンス」を参照してください。</p> <p>リサイクル繊維製品における全有機フッ素の含有制限に関する適用除外の可能性については、MUJIにお問い合わせください。</p> <p>注記：2026年1月1日付にて、フランス政令第2025-1376号「PFAS関連リスクの防止に関する法令」が施行されました。本政令は広範な消費者製品におけるPFASの厳格な管理を導入し、EUが提案するユニバーサルPFAS規制と整合性を保ち、再生材料を含む免除規定を設けるとともに、2026年1月1日以前に製造された既存在庫品に対する販売継続期間を定めています。本政令に関する詳細なガイダンスは今後発表される予定です。</p>	<p>EN 14582:2016 または ASTM D7359:2023 またはEN 17813:2023</p> <p>測定方法は、全フッ素を定量するもので、無機フッ素と有機フッ素の両方を含みます。全フッ素と全有機フッ素に関する追加情報は、「AFIRM PFAS使用の段階的廃止に関するガイダンス」を参照してください</p> <p>繊維その他の材料 (ポリマーを除く) : EN 17681-1:2025</p> <p>皮革 : EN ISO 23702-1:2023</p> <p>ポリマー(合成樹脂コーティング生地およびポリマー、プラスチック、発泡材、天然および合成ゴム) : EN ISO 23702-1:2023 THF抽出後、メタノール沈殿法 (1:1)</p> <p>EN 17681-1:2025では、特にFTOHにおいてPFAS分析対象物質の検出値が著しく高くなる可能性があり、これは必ずしもPFASが意図的に使用されたことを意味するものではありません。既に試験済みの材料について再試験が必要かどうかの判断は、MUJIにお問い合わせください。</p>	単一サンプル : 20 ppm 混合サンプル : 50 ppm 混合サンプルは、最大 2サンプル		
多種	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩	合計25 ppb			合計25 ppb		
多種	PFOS 関連物質	合計1000 ppb			合計1000 ppb		
多種	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩	合計25 ppb			合計25 ppb		
多種	PFOA関連物質	合計1000 ppb			合計1000 ppb		
多種	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩	合計25 ppb			合計25 ppb		
多種	PFHxS関連物質	合計1000 ppb			合計1000 ppb		
多種	C9-C14パーフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩	合計25 ppb			合計25 ppb		
多種	C9-C14 PFCAs関連物質	合計260 ppb			合計260 ppb		
多種	PFHxA とその塩	合計25 ppb			合計25 ppb		
多種	PFHxA 関連物質	合計1000 ppb			合計1000 ppb		
殺虫剤と除草剤、農薬					付表Cリスト参照		
多種	付表Cリスト参照	各 0.5 ppm			天然繊維、特に綿から検出されることが多いです。	全ての材料: EN ISO 15913:2003 または EPA 8081/EPA 8151A または BVL L 00.00-34:2010-09	各 0.5 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
フタル酸エステル類					
28553-12-0	フタル酸ジイソノニル (DINP)	各 500 ppm 合計: 1000 ppm	オルト-フタル酸エステル (フタル酸エステル類) は、一連の有機化合物であり、一般的に、プラスチックの可塑性を上げるために添加されます。また、溶解温度を下げることで、プラスチックの成形を容易にするために使用されます。 フタル酸エステル類は、次のような場合に検出されることがあります。 柔軟性のあるプラスチック (例えばPVC)、 塗染のり、接着剤、プラスチックボタン、プラスチック部品、ポリマーコーティング など	全ての材料におけるサンプルの準備: CPSC-CH-C1001-09.4 測定: 繊維: GC-MS, EN ISO 14389:2014 (7.1 プリントの重量だけに基づく計算、 7.2 もしプリントを除去できない場合、プリントと繊維の合計に基づく計算。) 繊維を除く全ての材料: GC/MS	各 50 ppm
117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)				
117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)				
26761-40-0	フタル酸ジイソデシル (DIDP)				
85-68-7	フタル酸ベンジルブチル (BBP)				
84-74-2	フタル酸ジブチル (DBP)				
84-69-5	フタル酸ジイソブチル (DIBP)				
84-75-3	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)				
84-66-2	フタル酸ジエチル (DEP)				
131-11-3	フタル酸ジメチル (DMP)				
131-18-0	フタル酸ジ-n-ペンチル (DPENP)				
84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)				
71888-89-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸 (炭素数7を主成分とする炭素数6~8(分岐のみ)) フタル酸エステル類				
117-82-8	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)				
605-50-5	フタル酸ジイソペンチル (DIPP)				
131-16-8	フタル酸ジプロピル (DPRP)				
27554-26-3	フタル酸ジイソオクチル (DIOP)				
68515-50-4	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシル(分岐および直鎖)エステル				
71850-09-4	フタル酸ジイソヘキシル (DIHxP)				
68515-42-4	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジアルキル(炭素数7~11の分岐および直鎖)エステル (DHNUP)				
84777-06-0	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジペンチル(分岐および直鎖)エステル				
68648-93-1	1,2-ベンゼンジカルボン酸, ジ-C6-10-アルキルエステル類 又は、デシル & ヘキシル & オクチル混合物ジエステル類 と0.3%以上のフタル酸ジヘキシル;				
68515-51-5	1,2-ベンゼンジカルボン酸, デシル & ヘキシル & オクチル混合物ジエステル類; 1,2-ベンゼンジカルボン酸, ジ-C6-10-アルキルエステル類				
776297-69-9	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル (nPIPP)				
26040-51-7	テトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)				

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
多環式芳香族炭化水素 (PAHs)					
83-32-9	アセナフテン	①個々の規制値はない ①+②合計: 10 ppm	多環芳香族炭化水素 (PAHs) は、原油に含まれる天然成分であり、石油精製における一般的な残留物です。PAHsは、車のタイヤやアスファルトなどに似た独特の臭いがします。PAHsを含む原油残留物は、ゴムやプラスチックの軟化剤や増量剤として添加されるため、ゴム、プラスチック、ラッカー、コーティングなどから検出されることがあります。また、PAHsは、フットウェアのアウトソールや、スクリーンプリントの捺染用のりからもしばしば検出されます。多環芳香族炭化水素 (PAHs) は、カーボン・ブラックの不純物として存在することもあります。リサイクル物質を再加工する際の熱分解により、生成されることがあります。	全ての材料:AFPS GS 2019 or EN 17132:2019 or ISO 16190:2021	各 0.2 ppm
208-96-8	アセナフチレン				
120-12-7	アントラセン				
191-24-2	ベンゾ(g,h,i)ペリリン				
86-73-7	フルオレン				
206-44-0	フルオランテン				
193-39-5	インデノ(1,2,3-cd)ピレン				
91-20-3	ナフタレン **				
85-01-8	フェナントレン				
129-00-0	ピレン	②各 1 ppm 育児用品: 各 0.5 ppm ①+②合計: 10 ppm	**ナフタレン: 繊維染料用の分散剤には、低品質のナフタレン誘導体 (例えば、品質の悪いナフタレンスルホン酸ホルムアルデヒド縮合生成物) を使用しているため、残留ナフタレン濃度が高くなる場合があります。		
56-55-3	ベンゾ(a)アントラセン				
50-32-8	ベンゾ(a)ピレン				
205-99-2	ベンゾ(b)フルオランテン				
192-97-2	ベンゾ[e]ピレン				
205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン				
207-08-9	ベンゾ(k)フルオランテン				
218-01-9	グリセン				
53-70-3	ジベンゾ(a,h)アントラセン				
キリン					
91-22-5	キリン	50 ppm	ポリエステルいくつかの染料の不純物として検出されます。試験方法が同じであるため、キリンは分散染料の試験に含めることができます。非染色材料では、検出されません。	全ての材料:DIN 54231:2022, 70℃でメタノール抽出	10 ppm

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
溶剤と残留物					
68-12-2	ジメチルホルムアミド (DMFa)	500 ppm	DMFaはプラスチック、ゴム、ポリウレタン (PU) コーティングの溶剤として使用されます。水性PUにはDMFaは含まれないので推奨します。	繊維: EN 17131-1:2025 その他の全ての材料: ISO 16189:2021	各 50 ppm
75-12-7	ホルムアミド	各 1000 ppm プレイマット / ペーパーマット / ヨガマット : 200ppm	EVAフォーム生産時の副産物です。 注記：中国標準 TYT3802.1-2024「フィットネスヨガ器具の技術要件及び試験方法 - 第1部：ヨガマット」では、200 ppmの制限値を規定しています。		
127-19-5	ジメチルアセトアミド (DMAC)	各 1000 ppm	DMACは弾性糸の生産時に使われる溶剤です。また、DMFaの代用として使用されます。		
872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン (NMP)		水性ポリウレタンや他の高分子材料の生産時に使われる工業用溶剤です。また、繊維、樹脂、金属コーティングされたプラスチックなどの表面加工やペイントの除去剤としても使用されます。		
紫外線 (UV) 吸収剤 / 安定剤					
3846-71-7	UV 320 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェニール	各 1000 ppm	パッド用の連続気泡のPUフォームの素材です。プラスチック (PVC、PET、PC、PA、ABSやその他のポリマー)、ゴム、ポリウレタンの紫外線 (UV) 吸収剤として使用されます。	ISO 24040:2022(THF 抽出、GC/MSによる分析) 注記：抽出には安定化剤を添加したTHFを使用してください。	50 ppm
3864-99-1	UV 327 2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール				
3896-11-5	UV 326 2-(2-ヒドロキシ-3'-t-ブチル-5'-メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール				
3147-75-9	UV 329 2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール				
36437-37-3	UV 350 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1-ジメチルエチル)-6-(1-メチルプロピル)フェニール				
25973-55-1	UV 328 2-(3,5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェニル)ベンゾトリアゾール	100 ppm			
2440-22-4	ドロマトリゾール	基準値はありません。 情報提供のみを目的としています。	プラスチック (PVC、PET、PC、PA、ABSやその他のポリマー) ゴム、ポリウレタンの紫外線 (UV) 吸収剤として使用されます。		

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
揮発性有機化合物 (VOCs)					
71-43-2	ベンゼン	5 ppm	付表Dに記載されたVOCsは所定のヘッドスペース法で半定量化することの可能な広範な潜在的有害物質を代表するものです。この試験方法を実施すると別の試験方法と制限値で別のセクションにも記載されている物質が検出される可能性があり、その場合、製品の適合性を評価するために、さらに試験をする事が適切です。	一般的なVOCのスクリーニング: GC/MS ヘッドスペース 45分間、120℃	ベンゼン: 5 ppm その他: 各100 ppm
多種	その他のVOCs: 付表Dリスト参照	合計 500 ppm	付表Dの物質は、繊維製品の補助的化学品の調合材として使用する事はできません。これらの物質は、溶剤ベースのポリウレタンコーティング、接着剤/糊、ポリマー製造などの溶剤ベースのプロセスに関連しており、あらゆる種類の設備やスポット清掃に使用すべきではありません。 個々のVOCsは、100ppm以上検出された場合、報告が必要であり、特に、RSLの他のセクションにも独自の制限値で含まれている物質については、確認試験が必要となる場合があります。 追加情報は、AFIRM VOC試験ガイドンスを確認してください。		

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
付表A. 韓国 KC マーク溶出性重金属に関する要求事項					
韓国KCマーク要件は、子供の口に入ることを意図した製品および乳幼児向け製品の表面コーティング/塗料、合成樹脂、紙材料からの重金属の溶出に適用されます。					
7440-36-0	アンチモン (Sb)	60 ppm	ポリエステル重合触媒、難燃剤、安定剤、顔料や合金で使用または検出されることがあります。	ISO 8124- 3:2020(2023年修正第1版)	
7440-38-2	ヒ素 (As)	25 ppm	ヒ素とその化合物は、綿、合成繊維、ペイント、インク、トリムやプラスチックにおける、防腐剤、殺虫剤や枯葉剤などに使用されます。		
7440-39-3	バリウム (Ba)	1000 ppm	バリウムとその化合物は、インクやプラスチック、表面コーティング、染料、媒染剤、プラスチックの充填剤、繊維の仕上げ、皮革のなめしにおける顔料などに使用されます。		
7440-43-9	カドミウム (Cd)	75 ppm	カドミウム化合物は、顔料 (特に赤、オレンジ、黄、緑など)、PVCの安定剤、肥料、殺虫剤やペイントなどに使用されます。		
7440-47-3	クロム (Cr)	60 ppm	クロム化合物は、染料の添加物、染料の固着剤、加工後の染色堅牢度向上剤、ウール/シルク/ポリアミド (特に濃色) の染料や、皮革のなめしに使用されます。		
7439-92-1	鉛 (Pb)	90 ppm	銅とその化合物は、抗菌剤として、合金、顔料、繊維などから検出されます。 銅は、金属部品においては制限値の対象外とします。		
7439-97-6	水銀 (Hg)	60 ppm	水銀化合物は、殺虫剤や、苛性ソーダ (NaOH) の汚染物質として存在します。また、塗料や、PUやPVCに使用される塩化ビニルの製造における触媒として使用されることがあります。		
7782-49-2	セレン (Se)	500 ppm	合成繊維、ペイント、インク、プラスチック、金属装飾などで検出される可能性があります。		

SECTION 1: 法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
付表 B. 有機フッ素化合物 (PFAS)					
このリストは、PFASの一部の物質を記述しており、すべてを網羅するものではありません。PFASが検出された場合、意図的な使用、または重大な汚染を示唆します					
PFOSとその塩		PFOS関連物質		PFOAとその塩	
1763-23-1	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	4151-50-2	N-エチルパーフルオロ-1-オクタンスルホンアミド(N-Et-FOSA)	335-67-1	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)
2795-39-3	パーフルオロオクタンスルホン酸 カリウム (PFOS-K) ^A	31506-32-8	N-メチルパーフルオロ-1-オクタンスルホンアミド(N-Me-FOSA)	335-95-5	パーフルオロオクタン酸ナトリウム(PFOA-Na) ^B
29457-72-5	パーフルオロオクタンスルホン酸 リチウム (PFOS-Li) ^A	1691-99-2	2-(N-エチルパーフルオロ-1-オクタンスルホンアミド)-エタノール (N-Et-FOSE)	2395-00-8	パーフルオロオクタン酸カリウム (PFOA-K) ^B
29081-56-9	パーフルオロオクタンスルホン酸 アンモニウム (PFOS-NH ₄) ^A	24448-09-7	2-(N-メチルパーフルオロ-1-オクタンスルホンアミド)-エタノール (N-Me-FOSE)	335-93-3	パーフルオロオクタン酸銀 (PFOA-Ag) ^B
70225-14-8	パーフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアミン (PFOS-NH(C ₂ H ₅ OH) ₂) ^A	307-35-7	パーフルオロ-1-オクタンスルホニルフルオリド(POSF) ^A	335-66-0	パーフルオロオクタン酸フッ化物 (PFOA-F) ^B
56773-42-3	パーフルオロオクタンスルホン酸 テトラエチルアンモニウム (PFOS-N(C ₂ H ₅) ₄) ^A	754-91-6	パーフルオロオクタンスルホンアミド(PFOSA)	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO) ^B
251099-16-8	パーフルオロフルオロオクタンスルホン酸ジメチルジメチルアンモニウム(PFOS-N(C ₁₀ H ₂₁) ₂ (CH ₃) ₂) ^A	-	-	-	-

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
PFOA関連物質		PFHxSとその塩		PFHxS関連物質	
39108-34-4	1H,1H,2H,2H-パーフルオロデカンスルホン酸 (8:2 FTS)	355-46-4	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	68259-15-4	N-メチルパーフルオロ-1-ヘキサンスルホンアミド(N-Me-FHxSA)
376-27-2	パーフルオロオクタン酸メチル (Me-PFOA) [®]	3871-99-6	パーフルオロヘキサンスルホン酸カリウム(PFHxS-K) [®]	41997-13-1	パーフルオロヘキサンスルホンアミド (PFHxSA)
3108-24-5	パーフルオロオクタン酸エチル (Et-PFOA) [®]	55120-77-9	パーフルオロヘキサンスルホン酸リチウム (PFHxS-NH4) [®]	-	-
678-39-7	1H,1H,2H,2H-パーフルオロ-1-デカノール (8:2 FTOH)	68259-08-5	パーフルオロヘキサンスルホン酸アンモニウム (PFHxS-NH4) [®]	-	-
27905-45-9	アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル (8:2 FTA) ^c	82382-12-5	パーフルオロヘキサンスルホン酸ナトリウム (PFHxS-Na) [®]	-	-
1996-88-9	メタクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル (8:2 FTMA) ^c	-	-	-	-
27854-31-5	2H,2H-パーフルオロデカン酸 (H2PFDA)*	-	-	-	-

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
C9-C14 PFCAsとその塩		C9-C14 PFCA関連物質		PFHxAとその塩	
375-95-1	パーフルオロノナン酸 (PFNA, C9-PFCA)	17741-60-5	アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデシル (10:2 FTA) ^E	307-24-4	パーフルオロヘキサノ酸 d (PFHxA, C6-PFCA)
335-76-2	パーフルオロデカン酸 (PFDA, C10-PFCA)	2144-54-9	メタクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデシル (10:2 FTMA) ^E	PFHxA関連物質	
2058-94-8	パーフルオロウンデカン酸 (PFUnA, C11-PFCA)	865-86-1	1H,1H,2H,2H-パーフルオロ-1-ドデカノール (10:2 FTOH)	17527-29-6	アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロオクチル (6:2 FTA) ^F
307-55-1	パーフルオロドデカン酸 (PFDoA, C12-PFCA)	34598-33-9	2H,2H,3H,3H-パーフルオロウンデカン酸 (H4PFUnA)	2144-53-8	メタクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロオクチル (6:2 FTMA) ^F
72629-94-8	パーフルオロトリデカン酸 (PFTrA, C13-PFCA)	678-39-7	1H,1H,2H,2H-パーフルオロ-1-デカノール (8:2 FTOH)	27619-97-2	1H,1H,2H,2H-パーフルオロオクタンスルホン酸 (6:2 FTS)
376-06-7	パーフルオロテトラデカン酸 (PFTeA, C14-PFCA)	39239-77-5	1H,1H,2H,2H-パーフルオロ-1-テトラデカノール (12:2 FTOH)	647-42-7	1H,1H,2H,2H-パーフルオロ-1-オクタノール (6:2 FTOH)
172155-07-6	パーフルオロ-3,7-ジメチルオクタノ酸 (PF-3,7-DMOA)	120226-60-0	1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデカンスルホン酸 (10:2 FTS)		
		2043-54-1	1H,1H,2H,2H-パーフルオロドデシル酸ヨウ化物 (10:2 FTI)*		
		30046-31-2	1H,1H,2H,2H-パーフルオロテトラデシル酸ヨウ化物 (12:2 FTI)*		
<p>備考： 赤色で示された物質は、記載されているとおり規制に含まれます。ただし、それらは試験中に加水分解されるため、それらは検出または報告されることはありません。代わりに、表中の関連物質として報告され、規制に含まれます。</p> <p>* 17681-1:2025アルカリ加水分解法では検出できません。サプライチェーンにおいて、原料化学物質に含まれていないことを確認することが重要です。</p>					
<p>A PFOSに変換される。B PFOAに変換される。C 8:2 FTOHに変換される。 D PFHxSに変換される。E 10:2 FTOHに変換される。F 6:2 FTOHDに変換される。</p>					

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
付表 C. 殺虫剤と除草剤，農薬					
93-72-1	2-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)プロピオン酸 (その塩と化合物); 2,4,5-TP	91465-08-6	シハロトリン	60-51-5	ジメトエート
93-76-5	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸 (2,4,5-T)	52315-07-8	シベルメトリン	88-85-7	ジノセブ その塩と酢酸塩
94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	78-48-8	S,S,S-トリブチルホスホロトリチオエート (トリブホス)	63405-99-2	DTTB (4, 6-ジクロロ-7 (2,4,5-トリクロロフェノキシ) -2-トリフルオロメチルベンズイミダゾール)
309-00-2	アルドリノ	52918-63-5	デルタメトリン	115-29-7	エンドスルファン
86-50-0	アジンホスメチル	53-19-0	DDD	959-98-8	エンドスルファンI
2642-71-9	アジンホスエチル	72-54-8		33213-65-9	エンドスルファンII
4824-78-6	プロモホスエチル	3424-82-6	DDE	72-20-8	エンドリン
2425-06-1	カプタホール	72-55-9		66230-04-4	エスフェンバレレート
63-25-2	カルバリル	50-29-3	DDT	106-93-4	二臭化エチレン
510-15-6	クロルベンジラート	789-02-6		56-38-2	エチルパラチオン; パラチオン
57-74-9	クロロダン	333-41-5	ダイアジノン	51630-58-1	フェンバレレート
6164-98-3	クロルジメホルム	1085-98-9	ジクロルアニド	多種	ハロゲン化ナフタレン (ポリ塩化ナフタレン類 (PCNs)を含む)
470-90-6	クロルフェンピホス	120-36-5	ジクロルプロップ	76-44-8	ヘブタクロル
1897-45-6	クロロタロニル	115-32-2	ジコホル	1024-57-3	ヘブタクロルエポキシド
56-72-4	クマホス	141-66-2	ジクロトホス	36355-01-8	ヘキサプロモビフェニル
68359-37-5	シフトリン	60-57-1	デイルドリノ	319-84-6	リンデンを含むあるいは含まない α-ヘキサクロシクロヘキサン

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
付表 C. 殺虫剤と除草剤、農薬 続き					
319-85-7	リンデンを含むあるいは含まない β-ヘキサクロロシクロヘキサン	72-43-5	メトキシクロル	297-78-9	テロドリン
319-86-8	リンデンを含むあるいは含まない δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	2385-85-5	マイレックス	8001-35-2	トキサフェン
118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	6923-22-4	モノクロトホス	731-27-1	トリフルアニド
465-73-6	イソドリン	298-00-0	メチルパラチオン	1582-09-8	トリフルラリン
4234-79-1	クレバン	1825-21-4	ペンタクロロアニソール		
143-50-0	ケボン	7786-34-7	ホストリン / メビンホス		
58-89-9	リンデン	72-56-0	ヘルタン		
121-75-5	マラチオン	31218-83-4	プロベタンホス		
94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	41198-08-7	プロフェノホス		
94-81-5	4-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)ブタン酸	13593-03-8	キナルホス		
93-65-2	メコプロップ	82-68-8	キントゼン		
10265-92-6	メタミドホス	8001-50-1	ストロバン		

SECTION 1：法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値
付表D. 揮発性有機化合物(VOCs)					
75-15-0	二硫化炭素	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン	109-86-4	2-メトキシエタノール EGME(エチレングリコールモノメチルエーテル)
56-23-5	四塩化炭素	617-94-7	2-フェニル-2-プロパノール	1589-47-5	2-メトキシ-1-プロパノール
67-66-3	クロロホルム	98-86-2	アセトフェノン	110-71-4	EGDME (エチレングリコールジメチルエーテル)
108-94-1	シクロヘキサノン	75-12-7	ホルムアミド	110-49-6	EGMEA (エチレングリコールモノメチルエーテル)
107-06-2	1,2-ジクロロエタン	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	67-72-1	ヘキサクロロエタン
75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	91-20-3	ナフタレン	75-09-2	塩化メチレン (ジクロロメタン)
100-41-4	エチルベンゼン	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド(DMFa)	110-54-3	n-ヘキサン
76-01-7	ベンタクロロエタン	100-42-5	スチレン	112-49-2	TEGDME (トリエチレングリコールジメチルエーテル)
630-20-6	1,1,1,2-テトラクロロエタン	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン		
79-34-5	1,1,2,2-テトラクロロエタン	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン		
127-18-4	テトラクロロエチレン (PERC)	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル		
108-88-3	トルエン	149-57-5	2-エチルヘキサン酸		
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	62-53-3	アニリン		
79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	111-96-6	ビス(2-メトキシエチル)エーテル		
79-01-6	トリクロロエチレン	78-59-1	インソロン		
1330-20-7	キシレン(メタ-, オルト-, パラ-)	108-95-2	フェノール		
108-38-3		109-99-9	テトラヒドロフラン (THF)		
95-47-6		106-94-5	1-ブロモプロパン		
106-42-3		70657-70-4	2-酢酸メトキシプロピル		
95-50-1	1,2-ジクロロベンゼン	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		
106-46-7	1,4-ジクロロベンゼン	110-80-5	2-エトキシエタノール		

SECTION 1 : 法規制により禁止または制限された規制物質

CAS No.	物質	制限値	可能性のある用途	推奨テスト法	報告限界値
		最終製品における構成部材			テスト結果報告の下限値

SECTION 2 : その他の制限事項

CAS No.	制限物質リスト	コンプライアンス要求
多種	カリフォルニア州 プロポジション 65物質/California Prop 65 https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list/	材料や製品にこれらのリストのいずれかに該当する物質が含有する場合は「有害物質使用報告書」を提出してください。
多種	EU REACH高懸念物質 (SVHCs)/EU-REACH Substance of Very High Concern List https://www.echa.europa.eu/candidate-list-table	良品計画は、EUの化学物質規制であるREACHに基づく高懸念物質 (SVHC) リストの遵守をお取引先様にお願ひしています。 材料や製品にこれらのリストのいずれかに該当する物質が0.1%(w/w)以上含有する場合は「有害物質使用報告書」を提出してください。
53306-54-0	フタル酸ビス(2-プロピルヘプチル) (DPHP) ■推奨テスト法： 全ての材料におけるサンプルの準備：CPSC-CH-C1001-09.4 測定：繊維： GC-MS, EN ISO 14389:2022 (8.1 プリントの重量だけに基づく計 算、8.2もしプリントを除去できない場合、プリントと繊維の合計に基づく計算。) 繊維を除く全ての材料：GC/MS ■報告限界値：50 ppm	情報提供のみを目的としています。MUJIは、含有量を評価するための試験を推奨しています。 状況把握のため、意図的に使用している製品は「有害物質使用報告書」を提出してください。